

球磨村省エネ家電買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、エネルギー消費性能の優れた家電製品（一般消費者が通常生活の用に供する電気製品をいう。以下同じ。）（以下「省エネ家電製品」という。）の普及を促進することにより、家庭における温室効果ガスの排出量及び電力消費量の削減を図るために、現に設置している家電製品（以下「既存家電製品」という。）を省エネ家電製品に買い換え、これを設置する者に対し、予算の範囲内において球磨村省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有し、かつ、居住している世帯であって、その居住している村内の住宅にある既存家電製品を省エネ家電製品に買い換える世帯の世帯主であること。
- (2) その属する世帯の全員が暴力団員（球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (3) その属する世帯の全員が村税等を滞納していないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、既存家電製品を省エネ家電製品に買い換えて設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 省エネ家電製品は、人吉市又は球磨郡に属する町村に所在する事業所から購入した新品かつ買換えを行う既存家電製品と同種の省エネ家電製品であって、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。
 - ア エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）1-3（1）の規定による多段階評価点が3以上のエアコンディショナー
 - イ 国告示2-3（1）の規定による多段階評価点が3以上の照明器具
 - ウ 国告示7-3（1）の規定による多段階評価点が3以上の電気冷蔵庫

(2) 買換えの対象とする既存家電製品は、補助金の交付の申請日が属する年度（以下「当該年度」という。）中に製造から6年を経過するものであること。

(3) 買換えの対象とする既存家電製品と新たに購入する省エネ家電製品のいずれも業務に使用するものでないこと。

(4) 補助金の交付の申請に係る省エネ家電製品の購入費について、国又は地方公共団体が行う他の補助制度による補助を受けないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、省エネ家電製品（前条第1号及び第3号の要件を満たすものに限る。以下同じ。）の購入費（設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書の様式は、球磨村省エネ家電買換促進補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）による。

2 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 購入する省エネ家電製品の本体価格、規格、型番等が記載された見積書の写し

(2) 買換えの対象とする既存家電製品の型番及び製造年が記載されている表示ラベル等の写真

(3) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、球磨村省エネ家電買換促進補助金交付決定通知書（別記様式第3号）による。

（事業の内容等の変更）

第8条 規則第7条第1項の別に定める変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 購入する省エネ家電製品の変更

(2) 省エネ家電製品の購入費の変更

2 規則第7条第1項の変更申請書の様式は、球磨村省エネ家電買換促進補助金変更申請書（別記様式第4号。以下「変更申請書」という。）による。

3 変更申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更内容が分かる見積書の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

4 村長は、規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による変更の承認及び変更の決定の通知は、球磨村省エネ家電買換促進補助金変更承認通知書兼変更交付決定通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、球磨村省エネ家電買換促進補助金実績報告書（別記様式第6号）による。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 購入した省エネ家電製品の領収書の写し
- (2) 購入した省エネ家電製品の製造事業者が発行する保証書の写し
- (3) 購入した省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
- (4) 買換えの対象とした既存家電製品の家電リサイクル券（排出者控え）の写し（既存家電製品に代えて購入した省エネ家電製品が第3条第1号ア又はウに該当するものである場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

3 規則第13条の規定による実績報告は、当該年度の12月末日までにしなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、球磨村省エネ家電買換促進補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第16条第1項の請求書の様式は、球磨村省エネ家電買換促進補助金交付請求書（別記様式第8号）による。

（補助金の交付）

第12条 村長は、規則第16条第1項の規定により提出された請求書の内容が適当であると認めるときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 規則第17条第4項において準用する規則第6条の規定による補助金の交付の決定の取消しの通知は、球磨村省エネ家電買換促進補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

（補助回数）

第14条 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。